

旅行取消料補償制度（JTB旅カードゴールド会員のみ対象）

「JTB旅カードゴールド会員旅行取消料補償規定」により、旅行キャンセル費用の補償対象となる会員の方は、速やかに事故等の発生したことおよび出国中止の状況を下記の**JTB旅カードセンター**までご報告ください。ご報告いただいた後に、請求書類のご案内をお送りさせていただきます。請求書類をお送りいただいた後、当会社にて審査をし、補償金のお支払いをさせていただきます。

- 印は原則として必要な書類。
- 印は場合によって必要となる書類。
- △は当社所定用紙があるものです。

（各請求書類はコピーしたものでは認められません）

JTB 旅カードセンター

☎ 03-3500-1693

受付時間／平日 10：00～18：00、土日祝休

請求書類	出国中止の原因となった理由			ご案内
	次のいずれかの者が死亡した場合または危篤になった場合 ①カード会員 ②カード会員の配偶者 ③カード会員の3親等内の親族	次のいずれかの者が、傷害または疾病を直接の原因として、出国前に継続して3日以上入院を開始した場合 ①カード会員 ②カード会員の配偶者 ③カード会員の2親等内の親族	カード会員の居住する建物またはこれに収容される家財が、火災・落雷・台風などにより損害を受け、その損害の額が100万円以上となった場合	
△事故状況報告書兼補償金請求書	○	○	○	事故のご報告後郵送させていただきます。
旅行契約の事実を証明する書類（旅行代金が記載されているもの）	○	○	○	旅行申込書など。
旅行代金をJTB旅カードゴールドで支払ったことを証明する書類	○	○	○	カード売上票（お客様控）など。
公の機関（やむを得ない場合は、第三者）の事故証明書	○ (傷害の場合)	○ (傷害の場合)	○	交通事故証明書、罹災証明書など。
疾病が旅行代金の支払日以降に発病していることを証明する医師の診断書（入院開始日および入院日数が記載された証明書類）	○ (疾病・傷害の場合)	○ (疾病・傷害の場合)		医療機関に作成をご依頼ください。
第3条（取消料の範囲）の取消料の支出を証明する領収書または精算書	○	○	○	旅行会社と取消料の精算を行ったもの。
カード会員または補償金を受け取るべき者の印鑑証明書	○	○	○	市区町村役所でお取り付けください。
補償金の請求の委任を証明する書類および委任を受けた者の印鑑証明書	○	○	○	補償金の請求を第三者に委任する場合のみ。
死亡診断書および死体検案書または危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書	○			医療機関に作成をご依頼ください。（注）「危篤の場合」は、所定の用紙を郵送させていただきます。
カード会員との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	○	○		市区町村役所でお取り付けください。
建物または家財の損害の程度を証明する書類			○	修理見積もり、写真、家財購入時の領収書など。

※上記記載以外の書類等が必要な場合がございます。その場合は別途ご案内いたします。